

ゾーニングとヒグマの行動段階区分に関する見直し案

現在の管理方針では管理の方策として利用者や経済活動の多寡、住宅の有無などに基づきゾーニングするとともに、出没個体の有害性によりヒグマの行動段階を規定し、それらに基づき対策を実施している。しかし保護区内では面ではなく、線状の利用である遊歩道、登山道、道路や、釣り等特定の利用目的のため利用が集中するエリアでは必ずしもゾーニングと対策とがマッチしていないケースも多い。またヒグマの人に対する馴化が進む場合も多い。また羅臼町内に関しては居住エリアと保護区が緩衝帯をもたずに接しているため、軋轢が生じやすい。

また行動段階区分において、方針上では問題個体と定義していない段階 1 個体のうち履歴が明らかで行動改善が見られない個体については、緊急性は低いものの、人側の活動が活発なゾーンでは出没が恒常化する状況は放置できないケースが多い。

これらの状況を鑑みて見直し案を記載した。

ゾーニングの見直し

○ゾーン 3 の廃止と特定管理地区の設定

保護区内においてはヒグマに対する対策は限られるため、基本的には利用者のコントロールを現状よりも強化する。ゾーン 3 に分類されている箇所と現状でも独自の利用者対策を行っている知床五湖（利用調整地区、現方針の適用外）は、現在のゾーン 3 に記載されている基本的な考え方と対策内容をベースとした上で、より具体的な独自の個別対策をエリア毎に設定した特定管理地区とするか、既存のゾーン 2、あるいはゾーン 4 に編入、再編する。

現ゾーン 3 対象箇所

- ・ 国立公園内の全ての車道沿線
- ・ カムイワッカ園地（湯の滝周辺）
- ・ ホロベツ園地（フレペの滝遊歩道＋知床自然センター周辺）
- ・ 斜里町岩尾別温泉
- ・ 羅臼町観音岩以南～ルサ川河口海岸部
- ・ 湯ノ沢集団施設地区（羅臼ビジターセンター周辺）
- ・ 標津町ポー川自然公園（国立公園外）

また現状ではゾーン 3 以外に分類されているが、釣りなど特定の目的利用があり、特定管理地区化を検討すべき箇所としては以下の 2 カ所が挙げられる。

- ・ 羅臼側海岸で渡船によるサケマス釣りが行われている箇所

- ・斜里側幌別川河口部（サケマス釣り、カメラマン）

特定管理地区については、利用者を不特定多数（一般観光客）と目的が明確な不特定の少数（釣り人・カメラマン等）に分類し、各々について利用者の遵守すべき事項や推奨行動、ヒグマ遭遇時の不適切な行動例と管理者側の対応を利用者に明示、利用者が適切な行動を選択するために必要な情報の公開、またこれらの履行を担保する体制やしくみの整備を進める。また個別の対策、特に遊歩道等の利用自粛や問題個体の捕獲については適用する場合の基準を明確化する。

行動段階の見直し

行動段階区分 1 で履歴が明らかな個体については、新たに段階 1+として区別する。人側の活動が活発なゾーンにおいては、追い払いから捕獲に移行する基準を明確化した上でその判断を早めるなど、対応内容も通常の段階 1 個体とは異なる対応を検討する。

保護管理対策

平時における対策についてはその履行が担保されるよう担当する組織を明確化した実行計画を策定する。また事後の効果検証のため、対策項目と方針における管理の各目標との対応や、評価の指標を明確化する。

必要に応じて行うとされている対策（利用自粛や仮設電気柵の設置、問題個体の捕獲）については、実施する場合の基準を明確化する。

ゾーニングと行動段階区分による管理の方策（見直し案）

ゾーン毎の基本的な考え方と、ヒグマの行動段階毎の対応内容について下表のとおり整理する。

区分	該当地域とその特性	基本的な考え方と平時における対策	出沒した個体の行動段階毎の対応内容				
			0	1	1+	2（問題個体）	3（問題個体）
ゾーン1 人身・経済 リスク:わずか クマへの許容 度:大 利用者責任: 大	全域が遺産地域で定住者は存在しない。季節的に漁業者が生活する番屋がわずかに存在する。自己責任が基本の登山、トレッキング、カヤッキングなどの利用者が季節的に少数訪れる。 ・斜里側の知床五湖以北～知床岬の海岸線。 ・知床連山縦走路、遺産地域の山林・山岳地域。	遺産地域の核心部分であり、ヒグマの重要な生息地となっている。番屋における被害防止のための場合を除いて、ヒグマに対する人為的介入は基本的に避ける。 番屋への普及啓発や情報提供を行い、食料・ゴミなどの管理の徹底を求めるとともに、電気柵などによる防衛策の普及を図る。 自己責任での利用を基本とする。利用者への普及啓発や情報提供を行い、ゴミや食糧の管理、クマスプレーやフードコンテナの携行などの安全対策に関するルールや指導を徹底する。	対応なし。	対応なし。 番屋周辺では経過観察。 必要に応じて利用自粛と注意喚起。	対応なし。 番屋周辺では経過観察。 必要に応じて利用自粛と注意喚起。	必要に応じて誘引物除去や追い払い。番屋周辺で行動改善が見られない場合、捕獲も検討する。 番屋への情報提供。必要に応じて仮設電柵による被害の防止。 必要に応じて利用自粛と注意喚起。	捕獲。 情報提供と安全誘導。
ゾーン2 人身・経済 リスク:低 クマへの許容度:大 利用者責任: 大	定住者が少数存在するか、少数の番屋がある遺産地域。もしくは、自己責任が基本の登山、トレッキング、カヤッキングなどの利用者や自然ガイドによるツアーなどの参加者が一定程度訪れる遺産地域。 定住者は存在しないが、事業所がわずかに存在する隣接地域の山林・山岳地域。低標高の山林の一部では林業等が行われている。登山、山菜・キノコ採りなどの利用者や狩猟者が季節的に少数訪れる。 ・羅臼湖、ポンホロ沼、羅臼岳登山道。 ・幌別岩尾別地区。 ・羅臼側の赤岩～二本滝～観音岩の間の海岸線。 ・隣接地域の緑の回廊地区、道立斜里岳自然公園、野付半島基部。	ヒグマの重要な生息地であるが、番屋における被害防止や利用者、事業者の安全確保のために、ヒグマに対する必要最小限の人為的介入を実施する。 番屋や事業者への普及啓発や情報提供を行い、食料・ゴミなどの管理の徹底を求めるとともに、電気柵などによる防衛策の普及を図る。 自己責任での利用を基本とする。利用者への普及啓発や情報提供に危険回避を主体とする。ゴミや食糧の管理、クマスプレーやフードコンテナの携行などの安全対策などに履行を徹底させる。	経過観察。	経過観察。必要に応じて誘引物除去や追い払い。 必要に応じて仮設電気柵による被害の防止。 必要に応じて利用の自粛と注意喚起。	経過観察。必要に応じて誘引物除去や追い払い。 必要に応じて仮設電気柵による被害の防止。 必要に応じて利用の自粛と注意喚起。	基本的に捕獲。可能であれば追い払いと誘引物除去。 番屋等への情報提供。必要に応じて仮設電気柵による被害の防止。 必要に応じて利用の自粛、歩道等の閉鎖と注意喚起。	利用自粛と注意喚起。
特定管理地区 人身・経済 リスク:中～大 クマへの許容度:中 利用者責任: 中	利用者の往来が比較的多く、利用拠点が存在する遺産地域や、季節的に漁業番屋生活者が集中する遺産地域。あるいは利用者が一定程度訪れる隣接地域。 個別地区の特性、利用の実態に応じた人側の制御を行う必要がある地区。 ・国立公園内の全ての車道沿線。 ・ 知床五湖利用調整地区。 ・カムイワッカ湯の滝、フレベの滝遊歩道、ホロベツ園地、岩尾別温泉。 ・羅臼町観音岩以南～ルサ川河口の海岸部。 ※ただし、漁業者が居住する期間(7～9月)についてはゾーン5に準ずる扱いとする。 ・湯ノ沢集団施設地区。 ・ポー川自然公園。	ヒグマに関する情報提供やルールやマナーに関する普及啓発をより充実させるとともに、遵守を徹底する。 個別地区の特性、利用の実態に応じた利用者側の制御を重視した対応や、利用の季節変化に応じた対応を行う。	経過観察。	誘引物除去と追い払い。 必要に応じて歩道等の閉鎖と注意喚起。	誘引物除去と追い払い。 歩道等の閉鎖と注意喚起。 必要に応じて捕獲。	基本的に捕獲。可能であれば追い払いと誘引物除去。 情報提供。必要に応じて仮設電気柵による被害の防止、歩道等の閉鎖と注意喚起。	捕獲。 情報提供と安全誘導。 歩道等の閉鎖と注意喚起。
ゾーン4 人身・経済 リスク:大 クマへの許容度:小 住民責任:大	定住者が少数存在するか、小規模な集落が存在する隣接地域。農業や漁業などの経済活動が行われている。 ・斜里町ウトロ高原、オチカバケ川以南の斜里平野農耕地域。 ・羅臼町ルサ河口以南、ショウジ川までの海岸部。峯浜地区農耕地域。 ・標津町、崎無異川以南の農耕地域、望ヶ丘森林公園等。	可能ならば追い払いを行うが、生活や産業への被害防止を優先し、被害が見られる場合には捕獲する。 地域住民への安全対策に関する普及啓発を推進するとともに、農地等における電気柵の導入など被害防止対策の普及に努める。	経過観察。 必要に応じて定期的なパトロール。	誘引物除去。追い払いを実施。	捕獲。 可能ならば追い払いを実施。	捕獲。 地域住民への情報提供。	捕獲。
ゾーン5 人身・経済 リスク:大 クマへの許容度:最小 住民責任:大	隣接地域の市街地とその周辺。 ・斜里町ウトロ市街地、斜里本町市街地。 ・羅臼町市街地。 ・標津町中心市街地、川北市街地。	市街地周縁部の出沒など、条件が良い場合は、追い払いを実施する。ただし、市街地内あるいは隣接した場所に出沒した場合には、人口が多い市街地であるため、住民の安全を優先し、捕獲を前提した対応を行う。 地域住民への安全対策に関する普及啓発や、電気柵の導入などによる被害防止対策を推進する。	市街地周縁部への出沒など、可能ならば追い払いを実施するが、基本的には捕獲。 情報提供。	市街地周縁部への出沒など、可能ならば追い払いを実施するが、基本的には捕獲。 情報提供。必要に応じて安全誘導。	捕獲。 地域住民への情報提供。必要に応じて安全誘導。	捕獲。 地域住民への情報提供。必要に応じて安全誘導。	情報提供と安全誘導。

